

社会福祉法人 大阪市此花区社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市此花区社会福祉協議会（以下「本会」という）の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員等には、報酬を支給しない。

(退職手当)

第3条 役員等には、退職手当を支給しない。

(旅 費)

第4条 役員等が本会の業務に関し出張した場合は、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。

2、前項の旅費の額は、本会旅費支給規則による。

附 則

1、この規程は、平成27年4月1日から施行する。